

令和 8 年度
一般社団法人このえ町づくり公社
定時社員総会

日時：令和 8 年 5 月 15 日（金）

場所：九重町 町長室

次 第

(1) 開会

(2) 代表理事あいさつ

(3) 議長選出

(4) 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告及び計算書類報告の件

第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）の件

第3号議案 理事の任期満了に関する改選及び代表理事の選出

(5) 閉会

令和7年度事業報告及び計算書類報告

1. 観光庁へのDMO登録申請及びKPIに基づく観光地運営

7月18日本年度の最重要課題である観光庁へ候補DMO登録申請をおこない、令和7年9月26日付で観光庁「候補」DMOへ登録された。

地域事業者や行政機関などで構成する九重町DMO連絡会議を立ち上げ、年2回開催した。その他関係機関と九重町DMOのKPI達成ために随時協議を実施した。

- (1) 九重町DMO連絡会議をたちあげ、6月30日、12月10日に九重町DMO連絡会議を実施した。
- (2) 6月4日九重町観光・地域振興課経由で九重町議会との意見交換会を実施した。
- (3) 7月29日金融機関(大分銀行、大分県信用組合、豊和銀行の支店長)との意見交換会を実施した。
- (4) 九重町観光協会理事会に毎月出席、各観光協会支部の理事会にも随時出席した。
- (5) 2月16日九重町課長会において、DMOの事業報告・九重町DMOのKPIについて説明した。

2. マーケティング事業

おでかけウォッチャーによる人流データ、じゃらんの宿泊データ、町内事業者のWEBデータ等に基づき、まずはエリアターゲットを設定しSNS広告により検証した。国内SNS広告配信の効果検証の結果、反応があったユーザー居住地や年代・クリック率の上位居住地が設定したエリアとほぼ同じであったことから、国内のエリアターゲットを下記の通り決定した。

国内：①福岡・大分・熊本の特にファミリー層、②大阪

国外：①台湾中心の東アジア

(1) ツーリズムおおいたが仲介する「おでかけウォッチャー」(人流データ)を活用した町内観光施設のマーケティング調査を実施した。またサーベロイドWEBアンケートを実施し九重町内観光施設や温泉郷の認知度や来訪要素を調査したほか、競合エリアである黒川地区の市場調査を実施した。

(2) 九重町主要施設(九重夢大吊橋、ビジターセンター、スキー場等)のWEBアクセス状況の解析及び来訪者動態調査を実施した。

3. 国内向け情報発信・プロモーション事業

マーケティング事業で得られたインサイトに基づき、吊り橋を中心とする国内版観光WEBサイト「九重町観光サイト」を作成した。同時に作成したWEBサイトの閲覧数を増加させるためにSNS広告事業及び公社Instagram・Facebookアカウント「旬ナビ」の運用を開始した。

国内版九重町観光サイト閲覧数：5.7万(9/12～3/31)

*九重町観光協会HP年間閲覧数 約4.8万回

国内版SNS閲覧数：1,409,474回(9/8～3/31)



国内版WEBサイト



Instagram

(1) 町内観光施設を中心とするモデルコースの造成を行い、商談会等で活用できる国内版 WEB サイトを作成した。また 9 月 26～28 日に名古屋市で開催されたツーリズムエキスポ（商談会）に参加し、WEB サイトを活用して九重町観光のプロモーションをおこなった。

(2) 九重町観光の WEB 広告の作成及び配信（META 広告、Yahoo 広告、Google 広告）を実施した。

(3) 公社公式 SNS アカウント「旬ナビ」を立ち上げ、ターゲットの属性に合わせた統一したイメージでの観光情報の発信を開始した。

(4) 九重町観光協会と協力して商品造成や商談会で活用できる体験施設・宿泊施設・飲食店のリスト化を実施した。また農林課と協力して体験農場のリスト化も同時に行った。

(5) 地熱エネルギーを活用した関係人口増加のためのイベント（大分県補助事業）として、9 月 20 日に第 1 回移住・定住ツアー（外部 7 名、地元 12 名）を実施。10 月 9 日には内閣府及び町村会視察受け入れ（総務課担当）を実施した。12 月 6 日に第 2 回移住・定住ツアー（外部 14 名、地元 7 名）を実施した。

4. 海外向け情報発信・プロモーション事業（主に台湾）

台湾向け観光 WEB サイトを作成し、台湾でのプロモーション事業を実施した。同時に WEB サイトの閲覧数を増加させるために台湾における SNS 広告事業及び公社 SNS アカウントの運用（* Facebook）を開始した。

また台湾向け旅行商品の造成事業を開始し、旅行会社への営業や 2025 台北国際旅行博（入場者数 36 万人）へ出展（環境省・ツーリズムおおいたブース）を行った。

台湾版 LP 閲覧数：949 回（9/1～3/31）

台湾版 SNS 閲覧数：146 万回（* 10/30～12/4）* SNS 解析委託期間

* 台湾は SNS（Facebook 利用率が 9 割以上）



台湾版
WEB サイト



台湾版
Facebook

(1) 台湾をターゲットとした商談会等で利用できる繁体字での観光 WEB サイトを作成し、現地代理店等への営業を実施した。また台湾版 Facebook アカウントを開設し、SNS による情報発信を実施した。

(2) 7 月 10～14 日に観光・地域振興課と合同で台湾プロモーションを実施した。九重町が連携協定の覚書を締結している豊浜郷のほか台北市内の旅行会社（インターバウンドカンパニー・日盟国際商務有限公司）を訪問し、今後の台湾向けツアー造成やプロモーション方法について協議・検討した。

(3) 8 月 8 日に阿蘇地域振興デザインセンター主催のインターバウンドカンパニーの台湾旅行者 FAM ツアー（南阿蘇エリア）に参加・ツアー造成の研修を実施。9 月 3 日には環境省事業で阿蘇くじゅう国立公園観光ツアーを造成している有限会社日航観光社と連携し、九重町における台湾向けツアー造成に協力した。

(4) 熊本県 TSMC を中心とする在日台湾人へ向けた生活雑誌フォルモサ（発行部数 30,000 部）の 9・11・1 月号に九重町の観光情報を出稿した（TSMC 構内、熊本空港にも配架）。

(5) 11 月 7 日～10 日に台北で開催された、2025 台北国際旅行博（入場者数 36 万人）へ出展（環境省・ツーリズムおおいたブース）し、冬季のスキー場と団体受け入れ希望があった宿泊施設の一覧のチラシを作成して九重町観光の PR をおこなった。また団体向けに冬期のスキー場利用と九重町内への宿泊利用を促すチラシを作成して現地旅行代理店へのダイレクトセールスを実施した。

(6) ツーリズムおおいたの協力により、タイや韓国における旅行会社へのダイレクトセールスを実施した。

5. 観光地としての観光商品磨き上げ及び受け入れ態勢の整備

来訪者の満足度を高め、持続可能な観光地を実現するため、特に APU と連携した FAM ツアーを軸に各観光協会支部と連携し、街並み整備やモデルコース策定、二次交通の課題解決を実施した。

また事業者の人手不足対策として、外国人材活用セミナーや AI セミナーを実施した。

(1) 5月28日に APU と連携し町内観光施設及び街並みの FAM ツアーを実施した。評価結果を受けて、筋湯温泉旅館組合が県の補助事業として「筋湯温泉を拠点にした滞在型モデルコース造成および小松地獄の持続可能な利用に関する調査事業」を申請・採択。この事業の一部を公社で受託し、9月29～30日に1泊2日の APU と連携した筋湯温泉 FAM トリップを実施。地域の歴史文化を掘り起こし、筋湯温泉街から小松地獄までの散策モデルコースの作成やうたせ湯大浴場のユニバーサルデザイン推進、旅館のインバウンド対応の評価、インバウンド宿泊者向けアンケートを実施した。

(2) 二次交通の課題解決に向け、九重町コミュニティバスの利用方法やバス停表示の多言語化・表示を行った。また11月20日に APU 学生による別府駅発→九重夢大吊橋着の公共交通ファムトリップを実施した。12月4日 APU 学生による結果発表を、九重町未来デザイン推進課、大分県地域交通・物流対策室、ツーリズムおおいた、玖珠土木事務所、環境省阿蘇くじゅう国立公園事務所などが参加し、広域での公共交通政策の必要性やグーグル登録などのデジタル化、コミュニティバスの情報発信や受け入れ態勢の整備の必要性について共有した。これを受けて九重町未来デザイン推進課、コミバス運営会社の九重観光と情報発信の修正や受け入れ態勢の整備について協議を実施した。

(3) 3月4・5日に APU の学生と連携して福岡・大分・熊本空港発着のファムトリップを実施・バスの乗り場や乗り方の動画素材を収集・作成し、公社や役場だけではなく観光事業者が自由に素材として利用できる動画を YouTube チャンネルにアップした。



九重町アクセス動画 6 本

(4) 6月24日タイミーと包括連携協定を締結し、8月5日の事業者説明会共同開催を支援した。

(5) 9月2日人手不足対策として事業者向け高度外国人材活用セミナーを実施した（13名参加）。10月7日・3月12日に AI セミナーを実施した（延べ12名参加）

(6) 2月25日に人手不足対策として外国人技能実習生の活用の現地見学会をやまなみきのこ産業で実施した（11名参加）。

6. 組織基盤の確立と職員研修

地域限定旅行取得のための定款変更や基金募集を実施した。また公社の安定的な運営と事業拡大のため、財源確保と組織体制の整備について検討した。特に近隣エリアの DMO へヒアリングをすすめ、九重町役場・九重町観光協会との役割分担について協議を実施し、議論のたたき台を作成した。九重町役場は観光振興計画の策定や宿泊税をはじめとする財源獲得・観光インフラ整備（吊り橋等）、九重町観光協会は観光客の受け入れ態勢の整備のための街並み整備・施設改修・イベント実施、まちづくり公社はデータに基づく旅行商品の造成・たびまへの情報発信（特に WEB 上）や旅行会社との商談会など、大まかな役割分担をおこなった。

また公社職員のスキルアップとして外部研修を随時実施した。

(1) 別府市・日田市・由布市の近隣自治体及び DMO へヒアリングを行い、九重町の観光事業の設計に利用した。

(2) 9月17日ここのえ町づくり公社、九重町観光協会、九重町と役割分担について代表・課長レベル

で協議を実施し、事業の役割分担や今後の方向性について確認した。

(3) 日本政府観光局（JNTO）主催の DMO 向けセミナーやツーリズムおおいたの人流データ活用セミナーのほか、じゃらんや日本関係人口協会、株式会社 BREAK によるマーケティング講座などオンラインセミナーの受講をおこない、職員の資質向上に努めた。

(4) 7 月～8 月イデア IT カレッジの社会人向けスキルアップ講座（IT 利活用コース）を受講し、地域活性化事業やインバウンド事業の作成等について学んだ。8 月 2～3 日には南阿蘇でフィールドワークをおこない、南阿蘇 DMO や南阿蘇村の取り組みについて学んだ。

(5) 9 月 18 日長崎県波佐見地域を視察し、観光事業を地域ごとにする事業構築の方法やコンセプト作成の重要性について学んだ。1 月 23 日は豊後中村駅の活用や大吊橋のリブランディング事業にからめて南阿蘇 DMO の案内で南阿蘇エリアのくぎの道の駅・長陽駅の運営体制や活性化について学ぶ視察研修を実施した。

(6) 地域限定旅行業登録に向け、公社の定款変更及び基金の創設をおこない、基金の募集を行った。

計 算 書 類

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

玖珠郡九重町大字右田714番地の28

一般社団法人 ここのえ町づくり公社

目 次

- 1 貸 借 対 照 表
- 2 活 動 計 算 書
- 3 財 産 目 録
- 4 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

一般社団法人 ここのえ町づくり公社

(単位:円)

科 目	当 期	前 期
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	10,502,644	1,203,718
流動資産合計・・・①	10,502,644	1,203,718
2 固定資産		
(1) 有形固定資産 什器備品		
(2) 無形固定資産		
(3) 投資その他の資産		
固定資産合計・・・②		
【A】 資 産 合 計 ①+②	10,502,644	1,203,718
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払費用	1,082,114	0
預り金	222,955	36,701
仮受金	7,393,393	1,159,336
未払法人税等	229,000	0
流動負債合計・・・③	8,927,462	1,196,037
2 固定負債		
固定負債合計・・・④		
負 債 合 計 ③+④	8,927,462	1,196,037
【B-2】 純 資 産 の 部		
一般純資産		
基金	1,000,000	0
繰越利益剰余金	575,182	7,681
純 資 産 合 計	1,575,182	7,681
【B】 負 債 及 び 純 資 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】	10,502,644	1,203,718

令和7年度 活動計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般社団法人 ここのえ町づくり公社

(単位:円)

科 目	当 期	前 期
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費 受取会費収入	30,000 30,000	7,500 7,500
2 受取寄附金	0	0
3 受取助成金等 受取補助金・助成金	27,783,607 27,783,607	1,840,664 1,840,664
4 事業収益 事業収益	648,585 648,585	0 0
5 その他の収益 受取利息 雑収入	46,916 44,082 2,834	213 213 -
経 常 収 益 計	28,509,108	1,848,377
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費 マーケティング事業費 情報発信事業費	8,944,536 934,651 8,009,885	0 0 0
事業費計	8,944,536	
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 福利厚生費	14,733,557 12,727,892 2,005,665	0 0 0
(2) その他経費 会議費 支払報酬 旅費交通費 研修採用費 通信費 消耗品費 減価償却費 業務委託費 使用料・賃借料 広告宣伝費 損害保険料 諸会費 租税公課 支払手数料	3,957,114 35,500 68,000 1,370,325 199,183 418,856 677,127 135,000 366,550 198,000 300,000 10,610 115,000 41,073 21,890	1,840,696 0 55,944 0 33,000 0 363,400 1,042,800 330,000 9,100 0 0 0 2,932 3,520
管理費計	18,690,671	1,840,696
経 常 費 用 計	27,635,207	1,840,696
経 常 収 益 費 用 差 額 【A】－【B】・・・①	873,901	7,681
【C】 経 常 外 収 益		
経 常 外 収 益 計	0	0
【D】 経 常 外 費 用		
経 常 外 費 用 計	0	0
経 常 外 収 益 費 用 差 額 【C】－【D】・・・②	0	
税 引 前 当 期 収 益 費 用 差 額 ①+②・・・③	873,901	7,681
法人税、住民税及び事業税・・・④	306,400	0
当 期 収 益 費 用 差 額 ③－④+⑤	567,501	7,681
前期繰越利益剰余金	7,681	
当期繰越利益剰余金	575,182	7,681

令和7年度 財産目録

令和8年3月31日現在

一般社団法人 ここのえ町づくり公社

(単位:円)

科	目	金 額	小 計	合 計
【A】	資 産 の 部			
1	流動資産			
	現金預金		10,502,644	10,502,644
	普通預金 大分銀行ここのえ支店7525432	7,642,397		
	普通預金 大分銀行ここのえ支店7526082	1,860,247		
	普通預金 大分銀行ここのえ支店7526233	1,000,000		
	流動資産合計・・・①			10,502,644
2	固定資産			
	固定資産合計・・・②			0
【A】	資 産 合 計 ①+②			10,502,644
【B-1】	負 債 の 部			
1	流動負債			
	未払費用		1,082,114	8,927,462
	給与	832,515		
	社会保険料	142,975		
	JCBカード(事務局)	93,490		
	その他	13,134		
	預り金		222,955	
	社会保険料	138,894		
	所得税	83,461		
	住民税	600		
	仮受金		7,393,393	
	九重町	7,393,393		
	未払法人税等		229,000	
	日田税務署等	229,000		
	流動負債合計・・・③			8,927,462
2	固定負債			
	固定負債合計・・・④			0
【B-1】	負 債 合 計 ③+④			8,927,462
3	純資産			
	一般純資産		1,575,182	1,575,182
	基金	1,000,000		
	繰越利益剰余金	575,182		
	純資産合計・・・④			1,575,182
【B-2】	純 資 産 合 計 【A】-【B-1】			1,575,182

令和7年度 計算書類の注記

一般社団法人 ここのえ町づくり公社

1. 重要な会計方針
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっています。

令和8年4月22日

監査報告

監事 小坂 亮 

第2期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査方針を定めた上で、監査を実施しました。具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

3 追記情報（記載上の注意）

特になし

以上

第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）の件

第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）

I 事業方針

令和7～9年度事業の基本方針や戦略の柱は下記の通りである。令和7年度において観光庁の候補DMOに認定された。実質事業開始から2年目の令和8年度の最重点事業として、観光マーケティング事業において九重町の観光コンセプト策定を実施する。令和7年度では人流データをもとに国内エリアターゲットを設定したが、他競合エリアとの差別化のため利用者データから属性を洗い出しターゲット像を明確化する。九重ブランドの確立に向けて全町的に統一した動きを作り出す。

情報発信事業においては、SNS 広告配信を継続するとともに、研修を通して自社での広告事業の内製化を推進する。また国内外において（公社）ツーリズムおおいた主催の商談会などが多く開催されているが、これまでに旅行会社へ提供できる形で町内観光施設や飲食・宿泊施設などの情報集約がされていない。観光パンフレットも町内の豊かな自然環境をPRするものと実際の消費行動を促すものが分離しているなど課題があった。そこで令和8年度に九重町観光協会との協働事業として観光情報を集約し、BtoB・BtoCで活用できる九重町の観光パンフレットの作成をおこなう。

公社の組織基盤の確立としては令和7年度に自主財源の確保に向けて検討が始まったところであるが、旅行業取得のための定款変更が済み、基金制度設立により財産的基礎も整ったことから、地域旅行業への登録と令和9年度からの旅行商品の販売に向けたツアー造成試行を実施する。また公社の自主財源獲得と地域課題解決が同時に行えるような事業受託を目指すほか、各機関からの受託事業を積極的に実施する。

令和7～9年度事業の基本方針と戦略の柱

1. 補助金の活用により「このえ」ならではの観光資源の情報発信により誘客を促進する 2. 補助金の活用により国内外から選ばれる「このえ」を目指しマーケティング、商品開発を実施する	
1. 情報発信事業 町からの補助金により多様化する旅行者のニーズを踏まえつつ、「このえ」ならではの観光資源の情報発信・パンフレット制作等を行う。 (1)関係者との連携強化(補助金による「DMO 連絡会議」関係者や住民との連携を促進し観光情報を収集する。 (2)町内の観光事業者の情報発信状況のヒアリングを実施する。	2. 観光マーケティング事業、商品開発事業 町からの補助金により観光におけるマーケット基礎データの収集分析し、観光商品の開発につなげる。 (1)域内消費の拡大を図るため、基礎データの収集、整理を行う。 (2)地域資源の掘り起こしを行い観光商品を開発する。

令和8年度中にありたい姿（定性目標）

1.九重町からの補助金による事業を通して地域を活性化させている。 2.九重町役場・九重町観光協会、このえ町づくり公社の役割分担が明確になっている。 3.観光を入り口にした地域の課題解決策として各種事業が行われている。 4.自主財源の確保と地域の課題解決が同時に行える事業について検討がおこなわれている。 5.自主財源の確保に向けて実際のアクションが生み出されている。

II 事業計画（案）

1. マーケティング事業（目標 1、2、3）

- ①「おでかけウォッチャー」（人流データ）や公社が作成した九重町観光サイト・SNS（Instagram 等）、を通して来訪者の動態調査をおこない、観光消費拡大や利用の平準化をおこなうための基礎資料とする。
- ② 競合エリア（特に由布院・黒川・阿蘇）との差別化をおこなうために、国内 WEB アンケート等のデータに基づき、九重町 DMO 連絡会議においてターゲット像（STP）を明確化するとともに町全体の観光コンセプトを策定し、九重ブランドの確立に向けて全町的に統一した動きを作り出す。（別紙 1）
- ③ （公社）ツーリズムおおいたが実施する「観光地域づくり共創事業補助金」を活用して旅行会社と連携して九重町における旅行商品のニーズ（特にインバウンド）を把握するとともに、ツアー造成試行事業を実施する。

2. 情報発信・プロモーション事業（目標 1、2、3）

①国内プロモーション事業

ア 公社が立ち上げた九重町観光サイトおよび SNS（Instagram 等）などで、九重町周辺の見どころや観光施設・飲食・宿泊施設を紹介する。SNS においてはリール動画を中心に配信する。

イ マーケティングデータに基づき、閲覧数の増加や時期の平準化の推進をおこなうため WEB 広告の配信（META 広告、Yahoo 広告等）をおこなう。また SNS 投稿や広告配信の効果検証を繰り返し PDCA サイクルをまわす。

ウ 公社が作成した九重町観光サイトに宿泊施設等を充実するなどのサイト改修をすすめる。

エ 九重町観光協会と連携・受託事業として、九重町内の観光情報や施設情報を公社で集約し、BtoB・BtoC で活用できる九重町観光パンフレットを新規で作成する。

オ 九重町の魅力を観光商品や人のストーリーとともに伝える WEB 記事コンテンツサイトを制作する。

カ 東京で開催されるツーリズム EXPO ジャパンに出展参加するほか、環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所支援事業により同時開催の VJTM（インバウンド旅行社商談会）にも参加し、九重町の観光 PR を行う。

キ さんふらわあトラベル（株）に協力し、令和 9 年度企画として九重町が取り上げられるような旅行商品及び広報事業を展開する。具体的には通過型観光の一因となっている大阪を中心とする関西圏の旅行者向けに、夏のクールスポットとして九重町宿泊を呼び込む旅行商品の造成及び九重町を PR する船内誌特集記事の作成、クルーズ船内での広報企画に協力する。また九電産業（株）が主体のエネ IKUin 九重の事業へ実行委員として協力する。

②海外プロモーション事業

ア 昨年立ち上げた台湾向けの WEB サイトを改修し、宿泊施設や飲食店などの情報を充実させる。また冬期のスキー場のソリと宿泊を合わせたパック商品販売に向けた BtoB サイトを制作する。サイトの仕様や旅行商品販売に関しては（公社）ツーリズムおおいたが実施する「観光関連事業者への伴走支援事業」を申請する。

イ 特に効果的だった台湾向けの SNS 広告（Facebook 広告）事業を継続し、九重町の認知獲得につなげる。

ウ 九重町の観光を PR する韓国語版と英語版の WEB サイトをたちあげる。特に県域の観光サイトでも

利用率が高い英語版 WEB サイトの内容を充実させる。

エ 海外商談会でも利用できる商談資料を国内版パンフレット原稿を元にしながら作成をすすめる。

オ (公社) ツーリズムおおいたが主催する台湾・韓国・タイ・香港などの東アジアエリアでの旅行商談会や旅行会社へのダイレクトセールスなどに同行し、九重町の観光 PR を行う。

3. 観光地としての観光商品の磨き上げ及び受け入れ態勢の整備（目標 1、2、3）

① APU（立命館アジア太平洋大学）などと連携し新しい観光コンテンツや観光地磨き上げのためのファミトリップ等を実施する。

② 九重町のコミュニティバスのグーグル登録やインバウンド対応支援を継続する。

③ 九重町観光協会からの委託事業として、観光施設やスポット情報のデジタル化と共有システムの構築及び会員向けの情報発信事業を実施する。またパンフレットのディレクションを行う。

④ 新たな交流人口を創出し地域への消費効果を生み出す、町内の観光施設の事業支援を実施する。

⑤ 観光地経営や SNS 情報発信に関する事業者向け研修会を随時開催し、地域事業者のスキルアップをおこなう。

⑥ 人材不足対応として、国内においてはタイミー、海外においては高度外国人材及び外国人技能実習生の導入を行っている人材派遣会社を紹介するなどのマッチング初期支援をおこなう。

⑦ 各観光協会及び事業者に対する広告支援事業やコンサルティング事業を展開することで、地域課題を解決し消費を生み出す。

⑧ 地域振興に関係する各種委員会等へ参画する。

4. 組織基盤の確立（目標 1、2、4、5）

① 登録 DMO に向けて、各種 KPI の指標を関係機関とともに整備する。また今後の DMO 登録審査に向けて、自主財源確保に向けた具体的なアクションと DMO 中長期計画策定等にとりかかる。

② 九重町 DMO 連絡会議を開催し、様々な地域課題を共有し、地域全体で事業を構築し課題解決をはかるとともに、今年度コンセプト策定のための研修を数回実施する。また行政・観光協会との定期的な連絡会議に参加するとともに役割分担を明確にする。

③ 九重町からのマーケティング事業及び情報発信事業の受託に向け、九重町役場と協議を継続する。

④ 自主財源獲得と地域の観光振興を両立することが行えるような事業受託を目指す。

⑤ 地域限定旅行を取得し、令和 9 年度からの旅行商品の販売に向け準備を進める。

5. 組織体制の整理及び職員研修（目標 3、4、5）

① 理事会を定期的に開催し事業の情報共有をおこなうとともに、随時規程の作成や改訂をおこなう。

② パート職員を雇用し、公社社員の事務負担軽減の削減をはかる。また地域おこし協力隊を配置し、DMO 事業を推進する。

③ 公社職員のスキルアップを目指した視察、研修を随時実施する。特に WEB 広告事業の内製化を目指し、WEB マーケティング・広告研修を重点的に実施する。また国内旅行業務取扱管理者取得などのスキルアップ支援を行う。

④ 職員の健康診断を実施するとともに安全で働きやすい環境を構築する。

⑤ 政府サイトの G-BIZ ID を取得するなど、補助金や入札事業の円滑化を図る。

Ⅲ 予算（案）

令和8年度活動予算書（案） 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科目	当期予算額	前期予算額	比較増減	備考
【A】 経常収益				
1 受取会費	30,000	30,000	0	
受取会費収入	30,000	30,000	0	九重町、九重町観光協会、九重町商工会
2 受取寄附金	0	0	0	
受取寄附金	0	0	0	
3 受取助成金等	40,960,000	35,000,000	5,960,000	
受取補助金・助成金	40,960,000	35,000,000	5,960,000	九重町より運営補助金 24,060,000 九重町より事業補助金 14,500,000 大分県観光地域づくり共創事業費補助金 2,000,000 環境省VJTM支援補助金 400,000
4 事業収益	1,878,000	110,000	1,768,000	
事業収益	1,878,000	110,000	1,768,000	情報デジタル化運用受託（観光協会） 1,188,000 パンフレクション受託（観光協会） 200,000 FAMツアー受託（スキー場） 470,000 広告運用代行・コンサルティング事業 10,000 旅行業 10,000
5 その他の収益	10,000	30,000	▲ 20,000	
	0	0	0	
経常収益計	42,878,000	35,170,000	7,708,000	
【B】 経常費用				
1 事業費				
（1）人件費	350,000	0	350,000	
給料手当	350,000	0	350,000	パート職員
（2）その他経費	17,300,000	10,000,000	7,300,000	
マーケティング事業	3,600,000	1,000,000	2,600,000	九重町補助金事業、大分県補助金事業 WEBマーケティング 600,000 持続可能な観光地域づくり試行（大分県補助金申請事業） 3,000,000
情報発信事業	12,900,000	9,000,000	3,900,000	九重町補助金事業 国内 WEB改修 865,000 記事コンテンツ作成 1,550,000 パンフレット作成 1,750,000 SNS配信等 1,000,000 META広告等 1,000,000 商談会等 1,435,000 海外 台湾WEB改修 900,000 SNS・広告配信 1,000,000 韓国・英語WEBサイト作成 1,500,000 商談会等 1,900,000
旅費交通費	400,000	0	400,000	環境省VJTM支援事業
通信運搬費	100,000	0	100,000	LINE公式アカウント、GoogleOne等
消耗品費	20,000	0	20,000	10万円以下消耗品、印刷物等
使用料・賃借料	200,000	0	200,000	バス、会場費等
損害保険料	20,000	0	20,000	参加者保険
租税公課	10,000	0	10,000	印紙代等
雑費	50,000	0	50,000	その他
事業費計	17,650,000	10,000,000	7,650,000	
2 管理費				
（1）人件費	18,370,000	17,640,000	730,000	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	15,980,000	15,140,000	840,000	常勤職員、パート
福利厚生費	2,390,000	2,500,000	▲ 110,000	社会保険、労働保険、健康診断
（2）その他経費	5,520,000	7,350,000	▲ 1,830,000	
会議費	0	100,000	▲ 100,000	各会議費用
支払報酬	300,000	200,000	100,000	連絡会議委員報酬等
旅費交通費	800,000	1,500,000	▲ 700,000	業務交通費、高速代等
研修採用費	700,000	350,000	350,000	マーケティング研修（35）、外部研修（25）、採用等
通信運搬費	450,000	500,000	▲ 50,000	電話ネット、マネーフォワード等クラウド、郵送料等
消耗品費	400,000	800,000	▲ 400,000	10万円以下（事務用品、事務機器等）
備品費	100,000	800,000	▲ 700,000	事務機器
業務委託料	2,100,000	700,000	1,400,000	労務会計等顧問（税理士・社労士・司法書士等）（60） 観光コンセプト策定委託（150）
使用料・賃借料	0	200,000	▲ 200,000	バス借上げ等事業費へ
広告宣伝費	100,000	300,000	▲ 200,000	公社HP修正
損害保険料	20,000	150,000	▲ 130,000	保険等
諸会費	170,000	300,000	▲ 130,000	ツーリズムおいた、おでかけウォッチャー等
租税公課	50,000	200,000	▲ 150,000	印紙税等
支払手数料	230,000	150,000	80,000	旅行業登録・営業保証金（17）、振込手数料等
雑費	100,000	100,000	0	その他
予備費	0	1,000,000	▲ 1,000,000	令和7年度基金積立済
管理費計	23,890,000	24,990,000	▲ 1,100,000	
経常費用計	41,540,000	34,990,000	6,550,000	
経常収益費用差額 【A】－【B】・・・①	1,338,000	180,000	1,158,000	
【C】 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
【D】 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
経常外収益費用差額 【C】－【D】・・・②	0	0	0	
税引前当期収益費用差額 ①＋②・・・③	1,338,000	180,000	1,158,000	
法人税、住民税及び事業税・・・④	600,000	150,000	450,000	法人税等
当期収益費用差額 ③－④＋⑤	738,000	30,000	708,000	
前期収益費用差額	7,681	0	7,681	
次期収益費用繰越額	745,681	7,500	738,181	

第3号議案 理事の任期満了に関する改選及び代表理事の選出の件

理事の任期満了に関する改選及び代表理事の選出

本総会の終結の時をもって理事3名が任期満了となるため、理事3名の改選及び代表理事の選出を行うもの。

候補者番号	理事・代表理事	氏名	所属
1	代表理事	軸丸 幸義	九重町観光協会 会長
2	理事	日野 康志	九重町 町長
3	理事	赤峰 正敏	九重町商工会 会長

【参考】

定款第18条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

一般社団法人このえ町づくり公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人このえ町づくり公社と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大分県玖珠郡九重町に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、地域の稼ぐ力を引き出すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 観光、交流を促進するためのプロモーション
- 2 観光関連を含む各種団体等との連携やコンサルティング
- 3 九重町における来訪者受入環境の整備
- 4 旅行業法に基づく旅行業
- 5 観光コンテンツの開発及び販売
- 6 観光施設の管理・運営
- 7 土産物、特産品の企画・販売、飲食サービスの提供に関する事業
- 8 イベントの企画及び運営
- 9 観光に関する諸事業及びその協力に関すること
- 10 マーケティング調査研究、情報資料の提供、販売
- 11 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は会費を納入しなければならない。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第 3 章 社員総会

(開催)

第 10 条 定時社員総会は、毎年 5 月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 11 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 12 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括し執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱)

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第26条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 日野 康志 赤峰 正敏 松平 努

設立時代表理事 松平 努

設立時監事 小坂 亮

(設立時社員の氏名)

第31条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

設立時社員 大分県玖珠郡九重町

住所 大分県玖珠郡九重町大字右田3157番地の7

設立時社員 九重町商工会

住所 大分県玖珠郡九重町大字町田2644番地の2

設立時社員 松平 努

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款の変更は、令和8年2月9日から施行する。